政令

公職選挙法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和元年五月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第十五号

公職選挙法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律（令和元年法律第一号）の一部の施行に伴い、並びに公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十七条第七項、第四十八条の二第八項、第四十九条第二項及び第二百七十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第一項中「第四十九条及び第四十九条の十二において」を「以下」に改める。

第二十四条第一項中「当該選挙の」を削り、同条第二項から第四項までの規定中「においては」を「には」に改める。

第二十五条中「においては」を「には」に改め、「氏名」の下に「（二人以上の投票管理者又は二人以上の投票管理者の職務を代理すべき者に交替して職務を行わせることとしたときは、これらの者の住所及び氏名並びにこれらの者が職務を行うべき時間）」を加える。

第二十六条第二項中「前項」を「市町村の選挙管理委員会は、前二項」に改め、「及び指定関係投票区」の下に「又は特例指定関係投票区（以下「指定関係投票区等」という。）」を加え、「、市町村の選挙管理委員会は」を削り、「これ」を「その旨」に、「又は指定関係投票区」を「、又は指定関係投票区等」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　市町村の選挙管理委員会は、法第十八条第二項の規定により当該市町村の区域（当該区域が二以上の選挙区に分かれている場合には、当該選挙区の区域）が数開票区に分かれている場合において、天災その他避けることのできない事故により、選挙の期日に一の開票区に属するいずれの投票区の投票管理者にも第六十条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）又は第二項の規定による投票の送致をすることができない状況があると認めるときは、当該選挙においては、法第三十七条第七項の規定による指定投票区の指定については、前項の規定にかかわらず、当該投票の送致をすることができない状況があると認める開票区（以下この項において「送致不能開票区」という。）以外の開票区に属する投票区（当該市町村の区域が二以上の選挙区に分かれているときは、当該送致不能開票区の属する選挙区と同一の選挙区に属する投票区に限る。）であつて、当該選挙の期日に当該投票区の投票管理者に当該投票の送致をすることができるものを指定投票区に指定し、及び当該指定投票区の属する開票区に属する全部又は一部の投票区及び当該送致不能開票区に属する全ての投票区を、同条第七項の規定によりこれらの投票区に属する選挙人がした法第四十九条の規定による投票に関する事務のうち次条第二項に規定するものを当該指定投票区の投票管理者が行う投票区（次項及び第四項において「特例指定関係投票区」という。）として定めることができる。

4　市町村の選挙管理委員会が、第二項の規定により指定投票区を指定し、及び特例指定関係投票区を定め、又は特例指定関係投票区を変更したことにより指定投票区又は特例指定関係投票区となつた投票区を、第一項の規定により指定投票区に指定し、又は指定関係投票区に定めている場合には、当該指定投票区及び指定関係投票区は、当該選挙（当該選挙の期日に第二項の規定により指定投票区を指定し、及び特例指定関係投票区を定め、又は特例指定関係投票区を変更したときは、当該指定及び定め又は変更をした時以後に第六十条第一項（第三号に係る部分に限る。）又は第二項の規定により指定した投票区及び指定関係投票区でないものとみなす。

第二十六条の二第一項中「指定関係投票区」を「指定関係投票区等」に改め、同条第二項中「指定関係投票区」を「指定関係投票区等」に、「第六十条」を「第六十条第一項（第三号に係る部分に限る。）又は第二項」に改め、「送致されたもの」の下に「（選挙の期日に指定投票区を指定し、及び指定関係投票区等を定め、又は指定関係投票区等を変更したことにより指定関係投票区等となつた投票区に属する選挙人がしたものにあつては、当該指定及び定め又は変更をした時以後に同条第一項（同号に係る部分に限る。）又は第二項の規定により指定投票区の投票管理者に送致されたものに限る。）」を加え、同条第三項中「指定関係投票区」を「指定関係投票区等」に改め、「による投票」の下に「（選挙の期日に指定投票区を指定し、及び指定関係投票区等を定め、又は指定関係投票区等を変更したことにより指定関係投票区等となつた投票区に属する選挙人がしたものにあつては、当該指定及び定め又は変更をした時以後に第六十条第一項（第三号に係る部分に限る。）又は第二項の規定による投票の送致をするものに限る。）」を加える。

第二十六条の三及び第二十六条の五中「指定関係投票区」を「指定関係投票区等」に改める。

第二十七条中「選挙管理委員会は、」の下に「法第三十八条第一項の規定により」を加え、「においては」を「には」に、「その者」を「当該投票立会人」に、「、「氏名及び」を「及び氏名並びに」に、「をその」を「（投票所が開いている時間の一部について投票に立ち会わせる投票立会人を選任したときは、当該投票立会人の住所及び氏名、当該投票立会人の属する政党その他の政治団体の名称並びに当該投票立会人が投票に立ち会うべき時間）を当該」に改める。

第二十八条第二項中「指定関係投票区を」を「指定関係投票区等を」に改め、「時刻までに」の下に「（投票所を開いた時刻後に当該投票所に係る投票区を指定投票区に指定し、及び指定関係投票区等を定めたとき、又は指定投票区の投票所を開いた時刻後に当該指定投票区に係る指定関係投票区等を変更したことにより指定関係投票区等となつた投票区があるときは、当該指定及び定め又は変更をした時以後直ちに）」を加え、同項各号中「指定関係投票区」を「指定関係投票区等」に改める。

第四十八条の三の表第二十四条第一項の項及び第二十五条の項を削る。

第四十九条の七の表第二十四条第一項の項を削り、同表第二十五条の項及び第二十七条の項を次のように改める。

第二十五条	氏名（	氏名並びにこれらの者が職務を行うべき日（同一の日に
	時間	日及び時間
第二十七条	氏名並びに	氏名、
	名称（	名称並びに当該投票立会人の投票に立ち会うべき日（期日前投票所を設ける日ごとの当該
	投票所	期日前投票所
	時間	日及び時間

第五十九条の五中「指定関係投票区」を「指定関係投票区等」に改める。

第六十条第一項中「直ちに」を削り、「各号に掲げる場合」の下に「の区分」を加え、「送致し、又は郵便等をもつて送付しなければ」を「、直ちに（第二号又は第三号に掲げる場合には、当該各号に定める投票管理者に係る投票所を開いた時刻以後直ちに）、送致又は郵便等による送付（第二号又は第三号に掲げる場合には、送致）をしなければ」に改め、同項第三号中「指定関係投票区」を「指定関係投票区等」に改め、同条第二項中「前項第一号」を「前項（第一号に係る部分に限る。）」に改め、「、直ちに」を削り、「指定関係投票区」を「指定関係投票区等」に改め、「）に」の下に「、当該投票管理者に係る投票所を開いた時刻以後直ちに」を加える。

第六十一条第一項中「によつて」を「により」に改め、同条第三項中「指定関係投票区」を「指定関係投票区等」に改め、同条第五項中「（第三項において読み替えて適用される場合を含む。）」を削る。

第六十二条第一項中「指定関係投票区」を「指定関係投票区等」に、「第六十条」を「第六十条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）又は第二項」に改め、同条第二項中「第六十条」を「第六十条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）又は第二項」に改める。